

消費税改正間近！！

～消費税引き上げに関する実務ポイント～

神奈川産業振興センター
相談員 税理士 桐澤寛興

目 次

- 1. 消費税改正で何が変わる！？ P3~6**
- 2. 軽減税率制度とは？ P7~13**
- 3. 請求書の様式の変更 P14~19**
- 4. 改正に伴う特例措置等 P20~25**
- 5. 押さえておくべき実務のポイント P26~39**

1.消費税改正で何が変わる！？

消費税改正の概要

①消費税率10%への引き上げと軽減税率の導入

(複数税率の適用)

2019.10.1～「標準税率10%」「軽減税率8%」
+「経過措置8%、5%」

混在

⇒事務処理が煩雑

②請求書の様式の変更

2019.10.1～2023.9.30 区分記載請求書等保存方式

2023.10.1以降 適格請求書等保存方式（日本版インボイス）

③免税事業者からの仕入れ等に係る消費税の控除不可

2019.10.1～2023.9.30 控除可

2023.10.1以降 原則不可（経過措置あり・段階的に割合減）

④中小企業者の特例計算(税額)

売上税額の特例計算 2019.10.1～2023.9.30

仕入税額の特例計算 2019.10.1～2023.9.30

1.消費税改正で何が変わる！？

適用税率

2019.10.1
(施行日)

要区分經理
取扱商品の
適用税率の明確化

原則

8% (国6.3%、地方1.7%)

標準税率10% (国7.8%、地方2.2%)



軽減税率 8% (国6.24%、地方1.76%)

経過措置の要件を満たす場合
は必ず8% (5%) を適用※

8% (国6.3%、地方1.7%)
5% (国4%、地方1%)

8% (国6.3%、地方1.7%)
5% (国4%、地方1%)

※軽減税率が適用される取引については
経過措置の適用なし

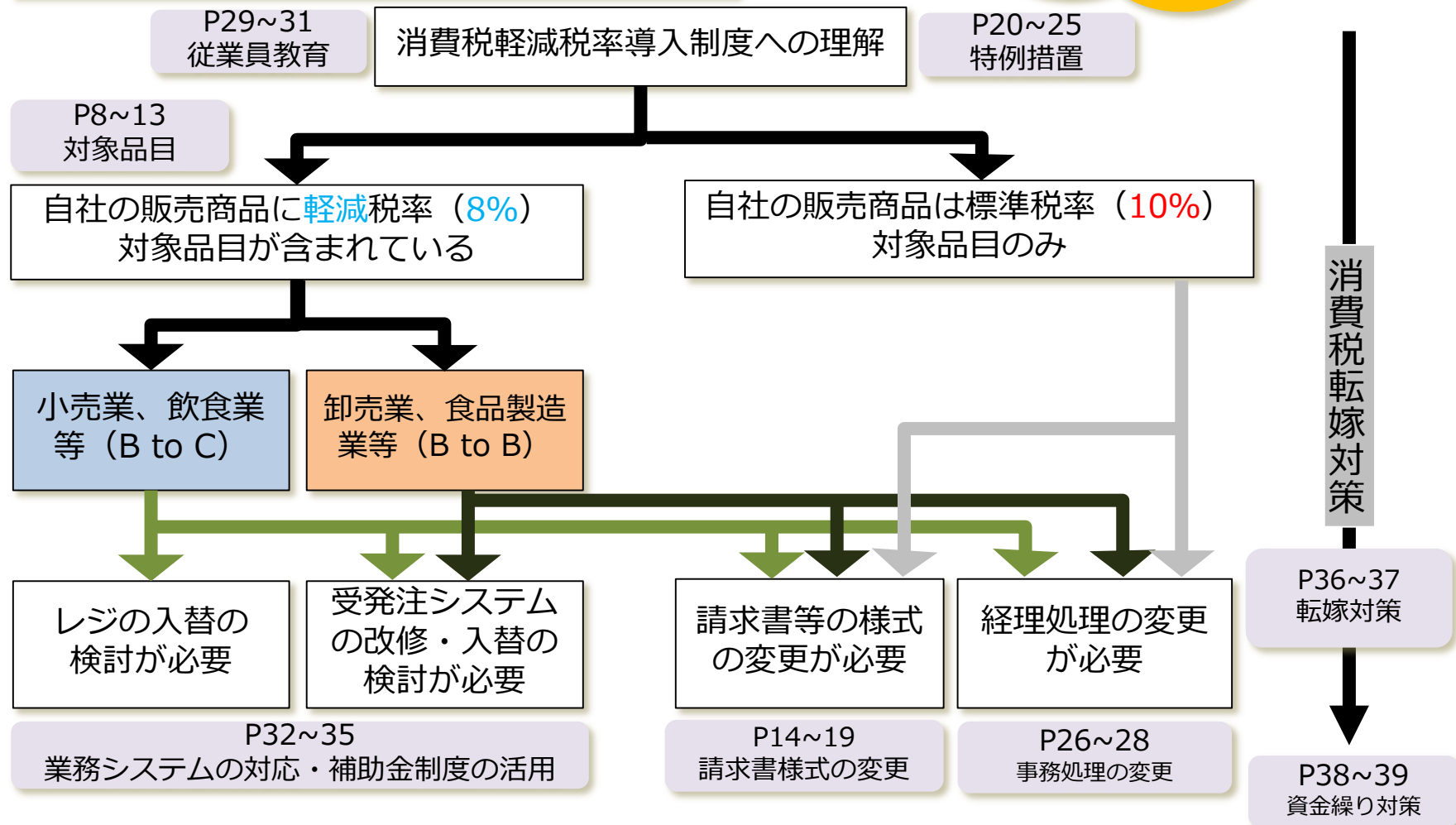
適用
経過措置

1.消費税改正で何が変わる！

軽減税率制度への必要な対策

すべての事業者
に影響あり！

消費税率の引き上げに伴い、軽減税率の導入が始まる



1.消費税改正で何が変わる！？

税額計算の方法及び特例の施行スケジュール

2019年10月 ▼

4年

2023年10月 ▼

3年

2026年10月 ▼

3年

2029年10月 ▼

		現行制度	区分記載請求書等保存方式 (2019年10月～)	適格請求書等保存方式 (2023年10月～)
税額計算の方法		税込価格からの割戻し計算	現行通り	- 適格請求書の税額の積上げ計算 - 総額取引からの割戻し計算 いずれかの方法によることができる。 ※売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」
請求書等の発行義務		請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	現行通り	適格請求書の交付義務あり ※免税事業者は発行不可
仕入税額控除の要件		請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可 せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可 中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可	現行通り 買い手が追記し区分記載請求書等による仕入税額控除可	適格請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可 免税事業者からの仕入税額の特例 80%控除 50%控除
税額計算の特例 中小事業者に対する	売上税額の計算の特例		軽減税率対象売上のみなし計算 (4年間)	
	仕入税額の計算の特例	簡易課税	軽減税率対象仕入のみなし計算 (1年間) 現行通り 見直し 簡易課税の事後選択 (1年間)	

出典：国税庁「消費税軽減税率の手引き」P6

2. 軽減税率制度とは？

軽減税率制度の概要

一定の商品・サービスについては、**10%**でなく**8%**に据え置きがされる制度

⇒ 飲食料品と定期購読契約した新聞が対象だが、全てが対象となるわけではない

軽減税率の対象となるのは次の2品目

軽減税率は**8%**（国6.24%、地方1.76%）



飲食料品（酒類及び外食を除く）



定期購読契約が締結された
週2回以上発行の新聞

2. 軽減税率制度とは？

対象品目 ～飲食料品の範囲～



○飲食料品：軽減税率8%

食品表示法に規定する食品（全ての飲食物）

（酒類、医薬品等を除き、食品添加物を含む）

飲食物：人の飲用又は食用に供するもの

※軽減税率が適用されるか否かは、取引時点において「食品」として取引していたか否かにより判定

○酒類：標準税率10%

酒税法に規定する酒類

酒類の定義：アルコール1%以上の飲料

みりんは通常酒類のため、標準税率10%

○医薬品：標準税率10%

社会保険診療によるものはこれまで通り非課税

医薬品等である栄養ドリンク、健康食品は10%

出典：国税庁「軽減税率の手引き」P9

2. 軽減税率制度とは？

対象品目 ～外食の定義～

外食とは：「テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備のある場所において、飲食料品を飲食させるサービス」

8% 軽減税率
(外食等にあたらない)

- ・ テイクアウト、持ち帰り、出前、宅配、お土産
- ・ 屋台での軽食（テーブル、椅子等の飲食設備がない）
- ・ コンビニ等の弁当、総菜の持ち帰り購入
- ・ 有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等

10% 標準税率
(外食等にあたる)

- ・ 店内飲食
- ・ フードコートでの飲食
- ・ ケータリング、出張料理等
- ・ コンビニなどのイートイン
- ・ 学生食堂

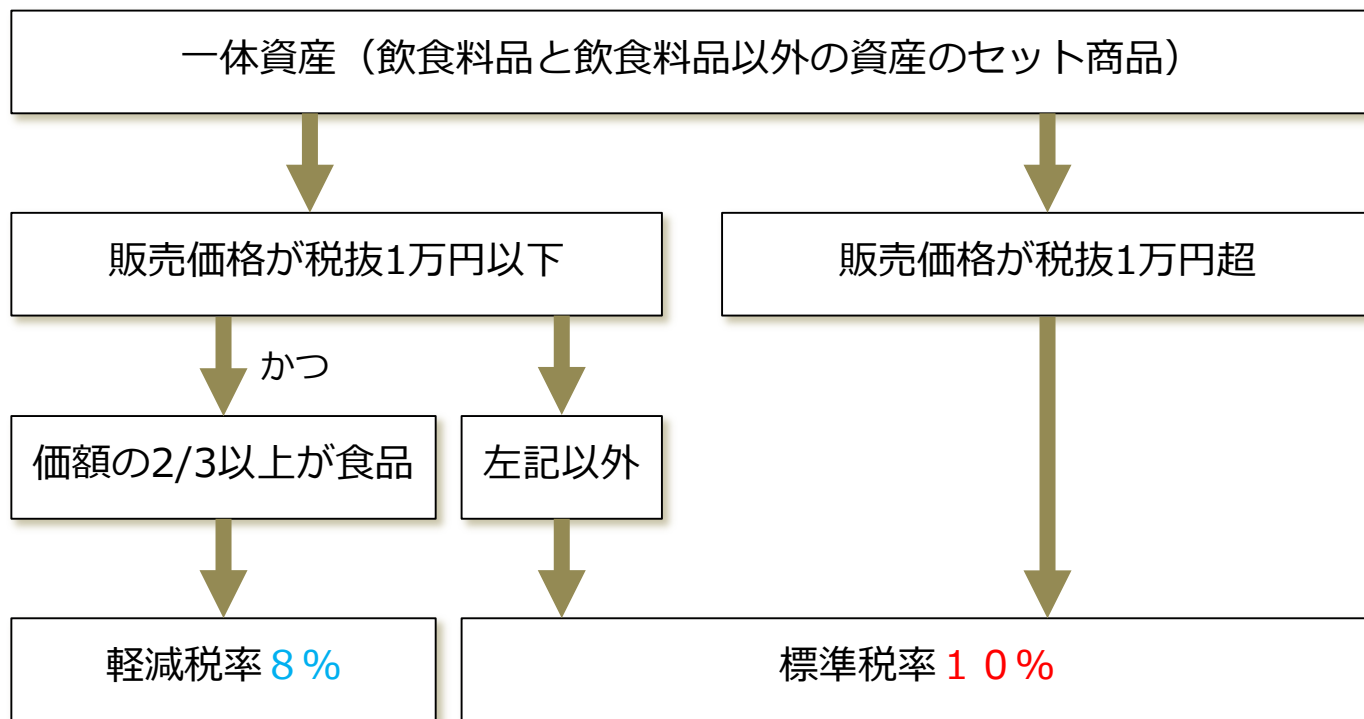
※「テイクアウト」かどうかの判定は、販売した時点で顧客に意思確認し判断する

2. 軽減税率制度とは？

対象品目 ～一体資産とは？～

一体資産とは：食品と食品以外があらかじめ一の資産を構成し、一の価格のみが提示されているもの

(例：おもちゃ付お菓子、紅茶・カップセット)



※「2/3以上」は、売価や原価の割合など、合理的な方法により計算した割合で判定

※一体資産の状態で仕入れたため、割合が不明の場合には購入時の税率を適用できる

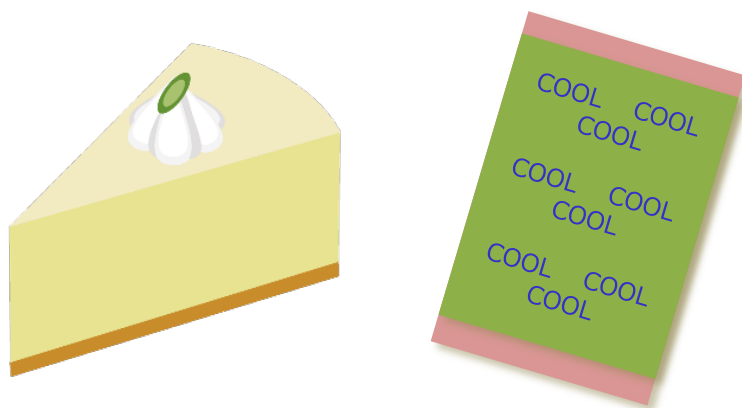
2. 軽減税率制度とは？

対象品目 ～付随費用の取扱い～

「飲食料品」の販売に付帯して、通常必要な包装材料等は、包装材料等を含めて「飲食料品の譲渡」として取り扱われ **8%**

包装材料や送料で別途対価を定めている場合には、「飲食料品の譲渡」に該当せず **10%**

【例1：ケーキと保冷剤】



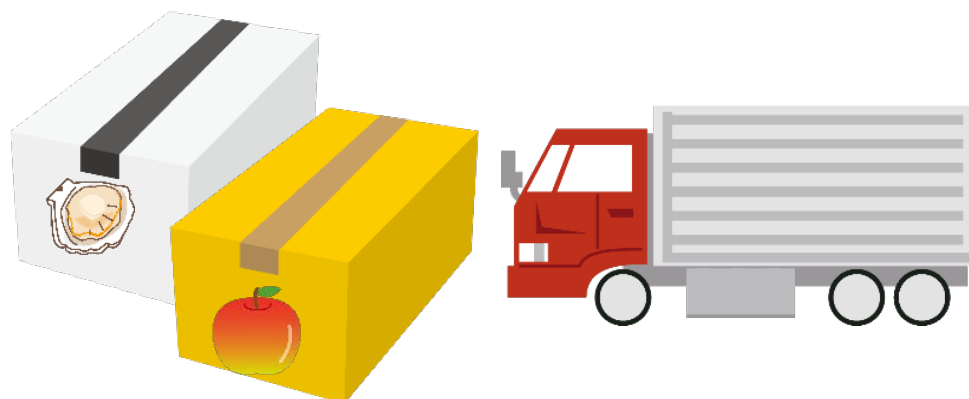
保冷剤の対価を取らない（サービス）

：食品なので**8%**

別途、保冷剤の対価を取る

：食品は**8%**、保冷剤は**10%**

【例2：飲食料品の送料】



送料込みで販売した場合

：食品なので**8%**

別途、送料の対価を取る

：食品は**8%**、送料は**10%**

2.軽減税率制度とは？

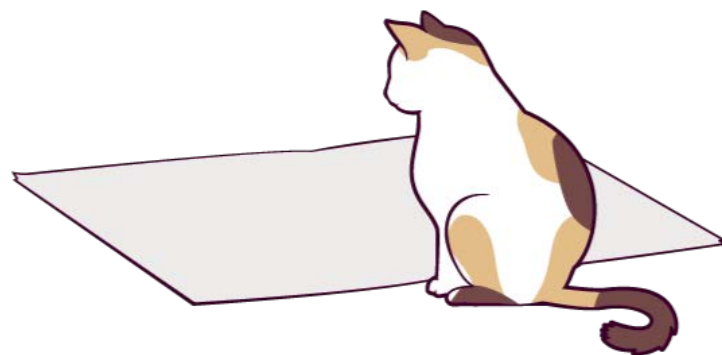
対象品目 ～新聞～

○軽減税率 8% 対象：定期購読で週2回以上発行されるもの

○スポーツ新聞、業界紙もOK

○コンビニや売店で購入した新聞は標準税率 10%

○電子版の新聞は標準税率 10%



2. 軽減税率制度とは？

対象品目 ～軽減税率判定クイズ～

Q 1. ウォーターサーバーのレンタル代又は
ウォーターサーバー用の水を販売した場合

レンタル代 軽減税率8% or 標準税率10%

水代 軽減税率8% or 標準税率10%

軽減税率が適用されるのは、「飲食料品の譲渡」のため、レンタル代は軽減税率の対象にならず標準税率10%となる。水代は「人の飲用又は食用」に該当するため、軽減税率8%となる。

Q 2. いちご狩り等のいわゆる味覚狩りの入園料は？

軽減税率8% or 標準税率10%

果樹園での果物狩りの入園料は、顧客に果物を収穫させ、収穫した果物をその場で飲食させるといった役務の提供に該当し、「飲食料品の譲渡」に該当せず、標準税率10%となる。

Q 3. 食品のみを扱うカタログギフトの販売は？

軽減税率8% or 標準税率10%

カタログギフトの販売は、「商品の贈答を代行する役務の提供」に該当し、食品のみを扱ったものとしても「飲食料品の譲渡」に該当せず、標準税率10%となる。

Q 4. ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料を販売する場合又はルームサービスを受けた場合

冷蔵庫内飲料 軽減税率8% or 標準税率10%

ルームサービス 軽減税率8% or 標準税率10%

ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料(酒類を除く)は、単に飲食料品の販売となり、軽減税率8%となる。また、ルームサービスは客室内のテーブル等飲食設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供であるため、「食事の提供」として標準税率10%となる。

Q 5. 列車内食堂施設で飲食料品の提供を行った場合又は列車内の売店や移動ワゴンにおいて弁当や飲料を販売した場合

食堂施設での提供 軽減税率8% or 標準税率10%

移動ワゴン等での販売 軽減税率8% or 標準税率10%

列車内の食堂施設での飲食料品の提供は、飲食設備のある場所において飲食させる役務の提供に該当し、標準税率10%となる。列車内の売店や移動ワゴンによる弁当等の販売は、次の①又は②に該当する場合を除き、軽減税率8%となる。

- ①座席で飲食をさせるため飲食メニューを座席に設置して、顧客の注文により提供
- ②座席等で飲食するため事前に予約を取って行う食事の提供

3.請求書の様式の変更

請求書様式の変更とその種類

軽減税率制度導入に伴う請求書等の様式の変更

2つの消費税率を把握するため、請求書の様式の変更が必要

2019.10.1～2023.9.30 … 区分記載請求書等保存方式

2023.10.1～ … 適格請求書等保存方式(日本版インボイス)

2019年10月1日

2023年10月1日

(現行)請求書等保存方式

区分記載請求書等保存方式

適格請求書等保存方式

請求書

発行日：2018年4月25日

〇×食堂 様

今回ご請求額 15,228円

〇〇ストアー

東京都△△区◆◆町1-2-3

TEL:03-1234-XXXX

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	税込価格
4/14	食料品	3,240
	雑貨	2,160
4/15	食料品	5,940
	雑貨	3,888
合計		15,228

請求書

発行日：2019年10月25日

〇×食堂 様

今回ご請求額 15,340円

〇〇ストアー

東京都△△区◆◆町1-2-3

TEL:03-1234-XXXX

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	税込価格
10/14	食料品	※	3,240
	雑貨		2,200
10/15	食料品	※	5,940
	雑貨		3,960
10%税率対象合計			6,160
8%税率対象合計			9,180
合計			15,340

注) ※は軽減税率(8%)適用商品

①軽減税率の
対象品目で
ある旨

②税率ごとに合計した
対価の額

※軽減税率対象品目のみ
を販売している場合は、
現在と同様の書式で対応
することも可能

請求書

発行日：2023年10月25日

〇×食堂 様

今回ご請求額 15,340円

〇〇ストアー

東京都△△区◆◆町1-2-3

TEL:03-1234-XXXX

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	本体価格
10/14	食料品	※	3,000
	雑貨		2,000
10/15	食料品	※	5,600
	雑貨		3,600
合計			14,100
			消費税 1,240
10%税率対象合計			5,600
8%税率対象合計			560
			消費税 8,500
			消費税 680

注) ※は軽減税率(8%)適用商品

④税率ごとの
消費税額

③事業者番号

※消費税の課税事業者は
事業番号を記載した
インボイスが必要

3.請求書の様式の変更

区分記載請求書等保存方式の記載事項

2019.10.1～2023.9.30（4年間）

	現行	区分記載
帳簿	①取引の相手方の名前 ②年月日 ③取引の内容 ④取引金額	左記の③記載事項に追加 →軽減税率対象品目である旨
請求書	①請求書の作成者の名前 ②年月日 ③売上内容 ④売上金額 ⑤受け取る人の名前	左記の③④記載事項に2項目追加 →軽減税率対象品目である旨 →税率区分ごとの合計請求額

<ポイント>

※帳簿の記載事項は適格請求書保存方式導入後も同様

※追加の2項目について購入者側で追記することが認められる（2023.10.1以降は不可）

※この期間は免税事業者からの仕入れも控除可（区分記載請求書等の保存は必要）

※軽減税率品目がない場合には現行の請求書の発行を継続して問題ない

3.請求書の様式の変更

区分記載請求書等保存方式の記載例

○請求書

出典：国税庁「軽減税率の手引き」P27

例1：記号、番号を使用

請求書

機〇〇御中

XX年11月30日

11月分 131,200円(税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※ ①	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※ ①	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
②	10%対象	88,000円
	8%対象	43,200円

※は軽減税率対象品目 ③

△△商事(株)

例2：税率ごとに商品を区分

請求書		
機〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
①	8%対象 小計	② 43,200円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
①	10%対象 小計	② 88,000円
合計		131,200円
△△商事(株)		

例3：税率ごとに請求書を分けて発行

○ 軽減税率対象分

請求書

① (軽減税率対象)

機〇〇御中

XX年11月30日

11月分 43,200円(税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
②	合計	43,200円

△△商事(株)

○ 標準税率対象

請求書

機〇〇御中

XX年11月30日

11月分 88,000円(税込)

日付	品名	金額
11/1	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
②	合計	88,000円

△△商事(株)

○領収書・レシート

「軽減対象資産とそれ以外のものであることが分かる程度の「一般的な総称」の記載があるもの」

八百〇
東京都・・・

XX年11月1日

領収書

野菜※	1	¥108
野菜※	1	¥972
雑貨	1	¥330
合計		¥1,410
(10%対象		¥330)
(8%対象		¥1,080)
(内消費税等 ¥110)		
お預り		¥1,500
お釣		¥90

※印は軽減税率対象商品

「野菜」が軽減対象資産の譲渡等である旨の記載

税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）

「取引内容が判別できないもの」



取引の内容が、領収書の交付を受けた事業者において把握できない

右のレシートのように「部門01」などによる記載は、取引の内容が記載されているといえますので、一般的には記載事項を満たしていないこととなります。
このため、レジの改修についてもご検討ください(レジの改修には補助金による支援措置があります。P66参照。)

〇〇精肉店			
		東京都・・・	
XX年11月1日			
領 収 書			
{	部門01※	1	¥108
	部門02※	1	¥972
	部門03	1	¥330
合 計			¥1,410
(10%対象			¥330)
(8%対象			¥1,080)
(内消費税等			¥110)
お預り			¥1,500
お 釣			¥90
※印は軽減税率対象商品			

＜仕入先からもらった請求書に、軽減税率対象の記載がない場合＞

「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額」は追記が可能！

3.請求書の様式の変更

適格請求書等保存方式の記載事項

2023.10.1～

現行の請求書等	区分記載請求書	適格請求書
書類の作成者の氏名又は名称	同左	適格請求書発行事業者の氏名又は名称 登録番号
取引を行った年月日	同左	同左
取引の内容	同左 取引が軽減税率の対象である場合、その旨	同左 同左
取引金額	取引金額 (税率ごとに合計)	同左 (税率ごとに合計) 適用税率・消費税額等
取引の相手方の氏名又は名称	同左	書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※購入者による追記は不可

※免税事業者は適格請求書を発行できない⇒購入側の仕入税額控除不可（経過措置あり）

※軽減税率品目がない場合にも登録番号等の記載に対応する必要がある

3.請求書の様式の変更

適格請求書等保存方式の記載例

適格請求書	適格簡易請求書(※)
①発行者の氏名又は名称及び登録番号 ②取引年月日 ③取引の内容(軽減税率の対象である旨) ④税率ごとに合計した対価の額(税抜又は税込)及び適用税率 ⑤税率ごとの消費税額等 ⑥受領者の氏名又は名称	①左記と同様 ②左記と同様 ③左記と同様 ④⑤税率ごとに合計した対価の額 (適用税率又は消費税額等はどちらかでOK) ※不特定多数のものに取引を行う場合、 「適格簡易請求書」でOK (小売、飲食店、タクシーなど)

請求書 △△商事(株)

(株)〇〇御中 登録番号 T12345...

11月分 131,200円 XX年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
10%対象 80,000円		消費税 8,000円
8%対象 40,000円		消費税 3,200円

適用税率及び消費税額等の記載 ※ 軽減税率対象

スーパー〇〇 東京都..... 登録番号 T12345...

XX年3月1日

領収証

ヨーグルト※	1	¥108
カップラーメン※	1	¥216
ペットフード	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		(内消費税額 ¥24)
		¥550
		(内消費税額 ¥50)
お預り		¥1,000
※ 軽減税率対象		お釣 ¥126

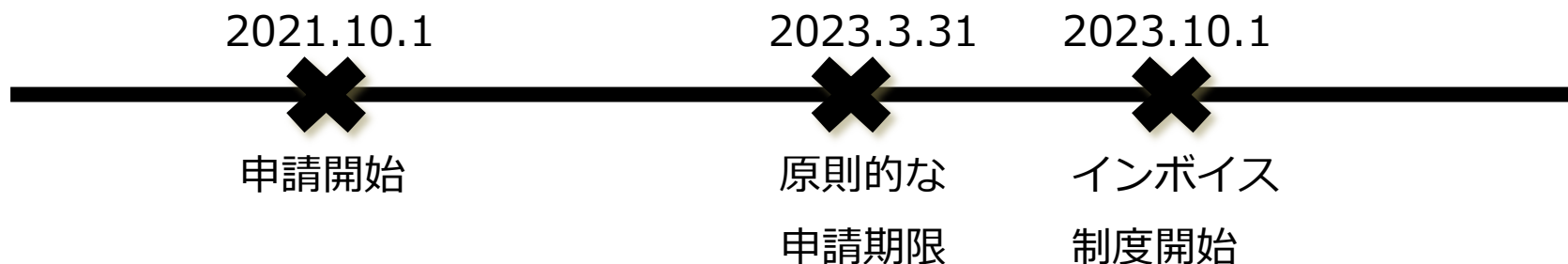
適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

3.請求書の様式の変更

適格請求書発行事業者とは？

- 適格請求書発行事業者：課税事業者で、申請書を提出して国税庁の登録を受けた事業者
- 登録されるとインターネットで公表＋税務署より書面で通知あり
公表事項：名称、登録番号、登録年月日、所在地（法人のみ）
- 免税事業者が適格請求書を発行するためには課税事業者を選択する必要あり

【申請の時期】



困難な事情がある場合には
2023.9.30までに申請すればOK

4.改正に伴う特例措置等

免税事業者への対応

○免税事業者からの仕入税額控除

～2023.9.30 これまで通り仕入税額控除が可能（区分記載請求書の保存が必要）

2023.10.1～ **仕入税額控除が不可（適格請求書を発行できないため）**

経過措置：以下の金額の仕入税額控除を認める

2023.10.1～2026.9.30 課税仕入れ等の税額×80%

2026.10.1～2029.9.30 課税仕入れ等の税額×50%

○免税事業者が発行する請求書等

2019.10.1～2023.9.30 購入者から区分記載請求書の発行を求められる可能性あり

手書きで追記、あるいは購入者が追記することも可能

2023.10.1～ 課税事業者を選択し、適格請求書発行事業者となるか検討が必要

適格請求書の交付ができない免税事業者と取引した場合、仕入税額控除ができないため、**免税事業者との取引を避けようとする可能性がでてくる！**

⇒ 免税事業者はこれを回避するためは、「消費税課税事業者**選択**届出書」を提出し、あえて課税事業者になり、適格請求書発行事業者に登録することになる。

適格請求書発行事業者登録をしていない業者も同様に、取引から除外されることも…

4.改正に伴う特例措置等

中小企業者の特例(税額)①

売上や仕入を消費税率ごとに区分することが困難な事業者のために、売上で3種類、仕入で2種類の税額計算がある

○売上税額の計算の特例

<選択可能期間>

(A)基準期間の課税売上高5,000万円以下の中小企業者：2019年10月1日から4年間（2023年9月30日まで）

(B)上記以外の事業者：なし

対象者	①仕入を区分できる 卸売・小売事業者	② ①以外の事業者	③ ①②の計算が 困難な事業者
軽減税率売上 割合の計算方 法	$\frac{\text{軽減税率対象品目の仕入額}}{\text{仕入総額}}$	$\frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額}}$	$\frac{50}{100}$
考え方	仕入額の軽減税率対象割合 を売上に当てはめる	10日間の軽減税率対象商品 の売上割合から年間実績を 推計	売上の50%を軽減税 率対象と推計

4.改正に伴う特例措置等

中小企業者の特例(税額)②

○仕入税額の計算の特例

<選択可能期間>

(A)基準期間の課税売上高5,000万円以下の中小企業者：2019年10月1日から1年間（2020年9月30日まで）

(B)上記以外の事業者：なし

対象者	①売上を区分できる 卸売・小売事業者	② ①の計算が困難な事業者
軽減税率仕入割合の 計算方法	$\frac{\text{軽減税率対象品目の売上額}}{\text{売上総額}}$	届出書を提出した課税期間から簡易課税制度の適用を受けられる ※簡易課税とは売上に係る消費税額に業種に応じた一定のみなし仕入率を乗じて、簡便的に仕入税額を計算する制度
考え方	売上額の軽減税率対象割合を仕入に当てはめる	課税期間中の届出で簡易課税制度を選択可能

○売上区分が「困難」の度合いは問わないとされているため、実質的には有利選択も可能

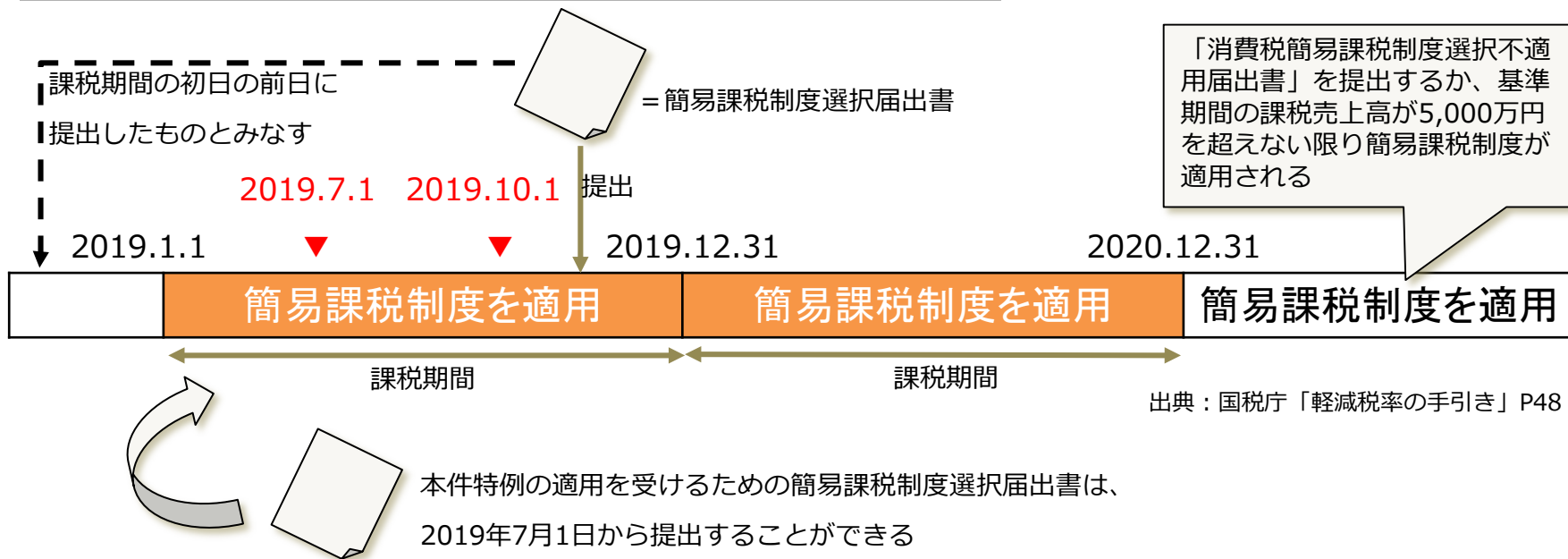
4.改正に伴う特例措置等

簡易課税制度の特例

○簡易課税選択届出書を提出した課税期間から適用できる

○適用時期：2019年10月1日～2020年9月30日の属する課税期間

○課税期間が1月1日から12月31日までの事業者の場合



※2年間の継続適用は原則通り

※本則課税に戻すには、原則通り不適用届出書を事前に提出

※上記適用を受けるための簡易課税制度選択届出書は2019年7月1日以降提出可

4.改正に伴う特例措置等 経過措置(1)

2019年10月1日以後に行われる商品や製品(軽減税率対象品目を除く)などの販売、資産の貸付け及びサービスの提供のうち、経過措置の適用があるものは、必ず経過措置を適用し、従来の8%(又は5%)の税率により消費税額計算を行うことになる

引き上げの半年前の
2019年3月31日までの
契約等で適用されるもの

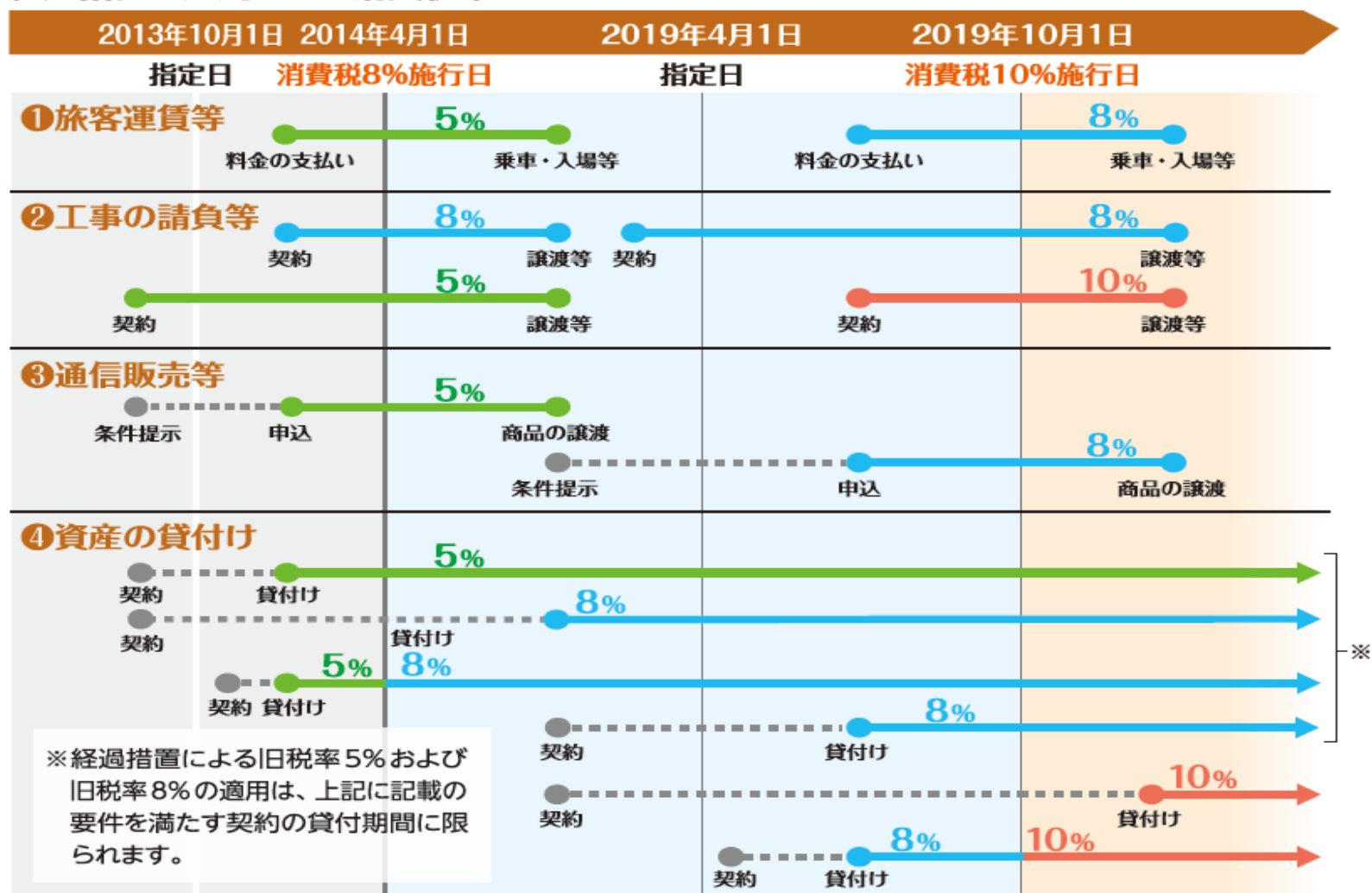
- 3月31日までに契約した工事、製造等の請負契約で、10月1日以後に引き渡し等が行われるもの(次ページ②)
 - 3月31日までに締結した一定のリース契約や不動産賃貸借 契約などで10月1日前から引き続いて貸し付けられているもの(次ページ④)
 - 指定役務の提供(冠婚葬祭業の互助会など) (次ページ③)
 - 予約販売に係る書籍等(一定の要件に該当するもの) (次ページ③)
 - 通信販売(一定の要件に該当するもの) (次ページ③)
- ※経過措置の適用がある場合、いつまで8%が適用されるのかチェックしよう

2019年10月1日を
またいだ期間に適用
されるもの

- 10月以降の旅客運賃、映画館等の入場料金で9月30日までに領収しているもの(次ページ①)
 - 継続供給契約に基づき、10月1日前から10月31日までの間に支払いの義務が確定するもの
 - 特定新聞(指定発売日が9月30日までで実際の販売日が10月1日以後のもの)
 - 家電リサイクル料(9月30日までに領収し、再商品化して10月1日以降に販売するもの)
- ※消費税率が合っているか、請求書・領収書をチェックしよう

4.改正に伴う特例措置等 経過措置(2)

経過措置で適用される消費税率イメージ



5.押さえておくべき実務のポイント

I.事務処理の変更 ～日々の業務での対応～

軽減税率制度の実施に伴って、日々の業務の各段階で新しい作業や確認が必要となる

★は業種に関係なく、すべての事業者で対応が必要！！

値付け

- 取り扱う商品の税率を確認する
- 適用税率や原価を踏まえて値付けをする

★仕入れ
経費

- 仕入れ・経費の品目の税率が正しいか確認する
- 税率がわからない場合には仕入先等に確認し、自社で軽減税率対象のものにはその旨を請求書等に記載する
- 仕入先等ごとに、納品書に基づき標準税率(10%)と軽減税率(8%)とに分けて記帳する

販売

- お客様から適用税率等への問い合わせが来た際に回答できるように、従業員教育を行う
- 請求書、領収書に軽減税率の対象品目である旨の記載、税率ごとに合計した対価の額を記載する
- 販売した商品について請求書等に基づき、標準税率(10%)と軽減税率(8%)とに分けて記帳する

★支払い

- 仕入先ごとに納品物と請求書の各品目の税率、請求金額に誤りがないかを確認する
- 受け取った請求書等を保存する

★申告

- 税率ごとに区分して記載した帳簿等に基づいて消費税の税額を計算する

出典：中小企業庁「軽減税率の概要」P.7

5.押さえておくべき実務のポイント

I.事務処理の変更 ～わかりやすい価格表示～

誤解されないような表示を検討しよう

価格表示は、「総額表示」と「外税表示」があり。
自社の売り方にあった表示方法を検討しよう。

総額表示の例 10,800円(税込) → 11,000円(税込)

外税表示の例 10,000円+税

「+税」は変わらない
ので、変更の必要なし

総額が変わる
ので、変更の
必要あり

表示方法	主なメリット	主なデメリット
総額表示	支払総額が 明確	値上げの印象 変更作業が必要
外税表示	値上がりした 印象が薄い	支払総額がわかり にくい

○価格表示の例

①消費税率の違いの説明POPを用意

～お客様へ～
店内で飲食される場合は
消費税率10%となります

～お客様へ～
お持ち帰りの場合は
消費税8%となります

②店内飲食とテイクアウトや出前等と両方を表示する 場合の明確化(少ないほうを())書きするなど工夫する)

～メニュー～
カレーライス…600円
(589円)
焼きそば …650円
(638円)
ウーロン茶 …200円
(196円)
※下段はテイクアウト値段

～メニュー～
店内飲食 (出前)
カレーライス …600円 (589円)
焼きそば …650円 (638円)
ウーロン茶 …200円 (196円)

③明確に違いが分かるようにメニュー表を別々に用意

メニュー表の色を変える等、明確に分けることでお客様の
誤解や間違いを防ぐことができる

～店内飲食メニュー(10%)～

ピザ…400円(税込440円)
ポテト…300円(税込330円)
コーラ…150円(税込165円)

～テイクアウトメニュー(8%)～

ピザ…400円(税込432円)
ポテト…300円(税込324円)
コーラ…150円(税込162円)

④一の税込価格を表示する方法

※店内飲食とテイクアウトを
同じ価格で表記する方法。

～メニュー～ (税込)
コーヒー … 400円
カフェラテ … 500円
紅 茶 … 450円

⇒お客様から見て分かりやすい価格表示を心掛けよう！

5.押さえておくべき実務のポイント

Ⅱ.従業員教育

○軽減税率制度は全従業員の理解が必要

現場でのお客様対応を含め、大きな混乱を生じさせないため、周知徹底する

- ・朝礼等で共有 ・プライスカードやPOP告知
- ・携帯できる想定質問回答集（判断に困りそうな場面やよく質問されそうな内容など）
- ・システム変更等についての教育研修等も必要

店頭（現場）	商品の税率把握 店頭販促物（POP）の税率表示、レジの改修
仕入れ担当	仕入れの際の税率の把握、 卸業者との受発注システムの基準統一
商品企画	持ち帰りや組み合わせ商品の開発
経理担当	伝票での税率の確認・区分記載請求書への対応
経営陣	研修やトレーニングの計画・実施

小売業・卸売業	・飲食料品とそれ以外 ・酒類とノンアルコール飲料・ジュース ・みりんのみりん風調味料
飲食店業等	・テイクアウトと店内飲食 ・店内飲食と出前 ・テイクアウトの場合の酒類とノンアルコール飲料・ジュース
それ以外の業種や 旅館業等	・自動販売機での飲料の販売 ・食品等のお土産品の販売

5.押さえておくべき実務のポイント

Ⅱ.従業員教育

○経理処理について社内への周知徹底

軽減税率導入後は8%と10%の税率が混在

「経過措置8%や5%の適用」を受けている場合も想定され、経理処理はかなり複雑になることが予想される

現場が混乱しないよう、制度の理解と社内ルールの徹底を心掛ける

- ・売上計上基準のルール統一
- ・適用税率について、事前取引先に確認
- ・契約書などの書類の整備、適用税率と税額を明記した請求書等の作成

○消費税転嫁対策特別措置法と軽減税率

①消費税分を値引きするなどの宣伝や広告は禁止

例1：消費税転嫁はしません

例2：消費税率上昇分を値引きします

例3：消費税相当分のポイント付与します

②消費税転嫁拒否等の行為

消費税率引き上げ後も、引上げ前と同額の税込金額で支払うこと

③転嫁カルテル、表示カルテルが可能(※事前届出が必要)

5.押さえておくべき実務のポイント

Ⅲ.業務システムの対応

A. 販売系システム(レジ、POS)の対応

○レジやPOSシステム等の変更が必要

○レジシステム等がない飲食料品等取扱い店舗の場合、代金を入れる“ザルかご”等を標準税率10%用と軽減税率8%用の2つ用意することとなる

○事業者の主な追加作業の想定は以下の通り

- ①値札の貼り換え、軽減税率対応の表示
- ②レジ登録・集計システムの変更(税率別の集計機能)
- ③発行レシートのフォーマットの変更

B. 請求書発行システムの対応

○食品、飲料卸売業など複数税率に対応すべき業態

→税率別支払対価の額の表示が求められる

○複数税率の不要な業種→消費税率引上げ前後の税率の切替の対応が必要

○適格請求書発行時→登録事業者及び税率ごとの消費税額の表示が必要

5.押さえておくべき実務のポイント

Ⅲ.業務システムの対応

C. 会計システムの対応

①仕入れの区分経理

軽減税率対応8%(食料品等)と標準税率10%の仕入れとの仕訳を区別して入力が必要となる
適格請求書等で税額の積み上げ計算を適用する場合、仕入の入力項目がさらに増加することが考えられる

②売上の区分経理

軽減税率対応品目の販売業態であれば、売上も税率別に入力が必要

③帳簿への記載項目の増加

「区分記載請求書」「適格請求書」のいずれにおいても、帳簿の記載要件に「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載対応が必要。また、軽減税率8%と「経過措置8%」は別管理をする必要あり

④在庫管理システムの改修

⑤売掛金・買掛金の税率別管理

商品の販売仕入れを行い、その後返品・値引き・割戻し・貸倒れ等があった場合、上記事項があった課税期間で処理することになるが、販売仕入れがあった時点での税率を適用することとされている
そのため、売掛金や買掛金についても8%(旧税率)、8%(軽減税率)、10%(標準税率)の税率別管理が必要

⑥販売管理システムや周辺システムとの連携システムの修正

①～③のとおり、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」「税率別の対価の額」「税率別の消費税額」についての帳簿記載が必要。そのため、売上・仕入管理システム・経理システムとの仕訳データの連携に関し、適正に管理できるよう回収が必要

5.押さえておくべき実務のポイント

IV.補助金①(軽減税率対策補助金)

A型

複数税率導入
レジの導入等支援

B型

受発注システムの
改修等支援

C型

区分記載請求書
発行システムの
開発・改修支援

補助対象	軽減税率制度に対応したレジ(タブレット等を利用したレジ、付属機器も含む) 2019年2月6日から券売機を補助対象化	軽減税率制度に対応するために必要となる電子的受発注システムの改修・入替	軽減税率導入に伴い請求書管理システムの改修等 (区分記載請求書等保存方式に対応した請求書の発行システム) ※2019年2月6日から補助対象化
補助率	4分の3 3分の2(3万円未満のレジを1台のみ導入する場合は 5分の4 4分の3、タブレット等は2分の1)	4分の3 3分の2	4分の3
補助上限額	レジ1台当たり20万円(商品マスタの設定が必要な場合は40万円) 1事業者当たり200万円	①小売事業者等の発注システムの場合 … 1,000万円 ②卸売事業者等の受注システムの場合 … 150万円 ①②両方の場合 … 1,000万円	150万円
完了期限	2019年9月30日まで	2019年9月30日まで	2019年9月30日まで

軽減税率対策補助金に関する問合せ

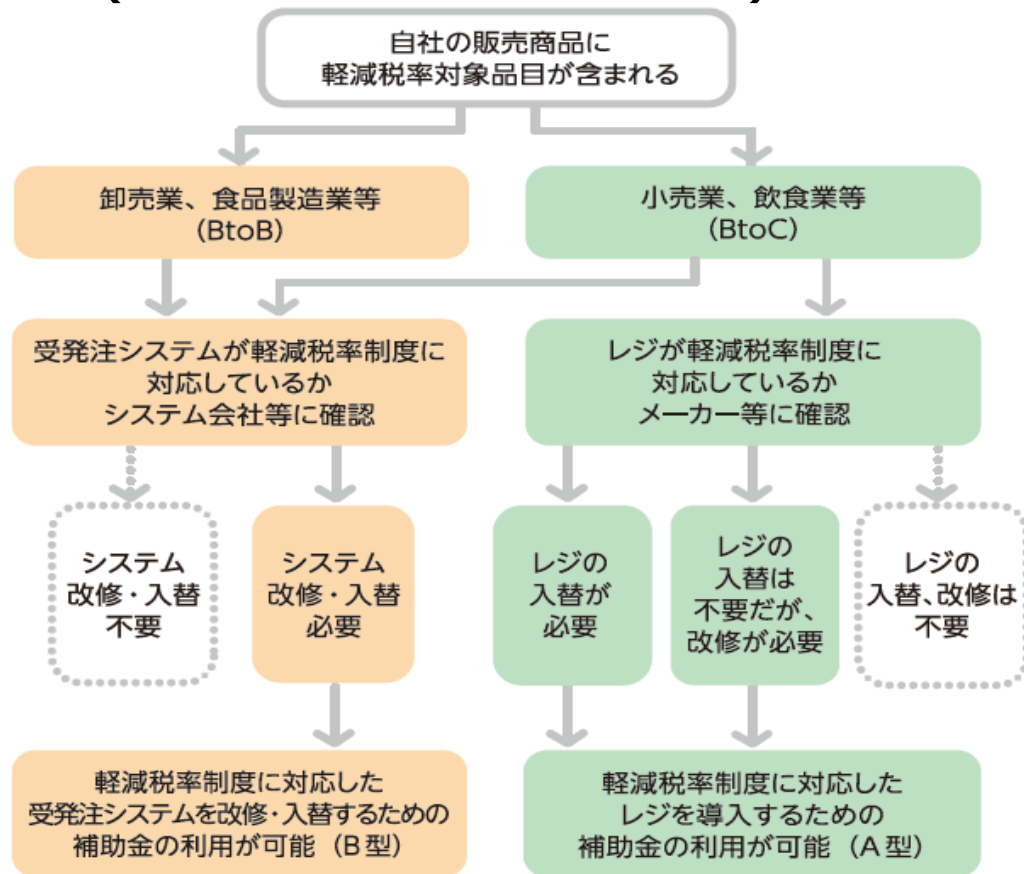
軽減税率対策補助金事務局

TEL:0570-081-222

URL:<http://kzt-hojo.jp>

5.押さえておくべき実務のポイント

IV.補助金①(軽減税率対策補助金)利用フローチャート



※ C型が追加

出典：日本商工会議所「中小企業のための消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策」P.40

軽減税率対策補助金に関する問合せ

軽減税率対策補助金事務局 [TEL:0570-081-222](tel:0570-081-222)

URL:<http://kzt-hojo.jp>

5.押さえておくべき実務のポイント

IV.補助金②(キャッシュレス決済・消費者還元事業)

消費税率引き上げ後の消費喚起と中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進する目的から、決済手数料の補助に加えて、キャッシュレス決済端末の導入に係る費用を幅広く補助することとしている

本制度に参加する各決済事業者が提供するもの

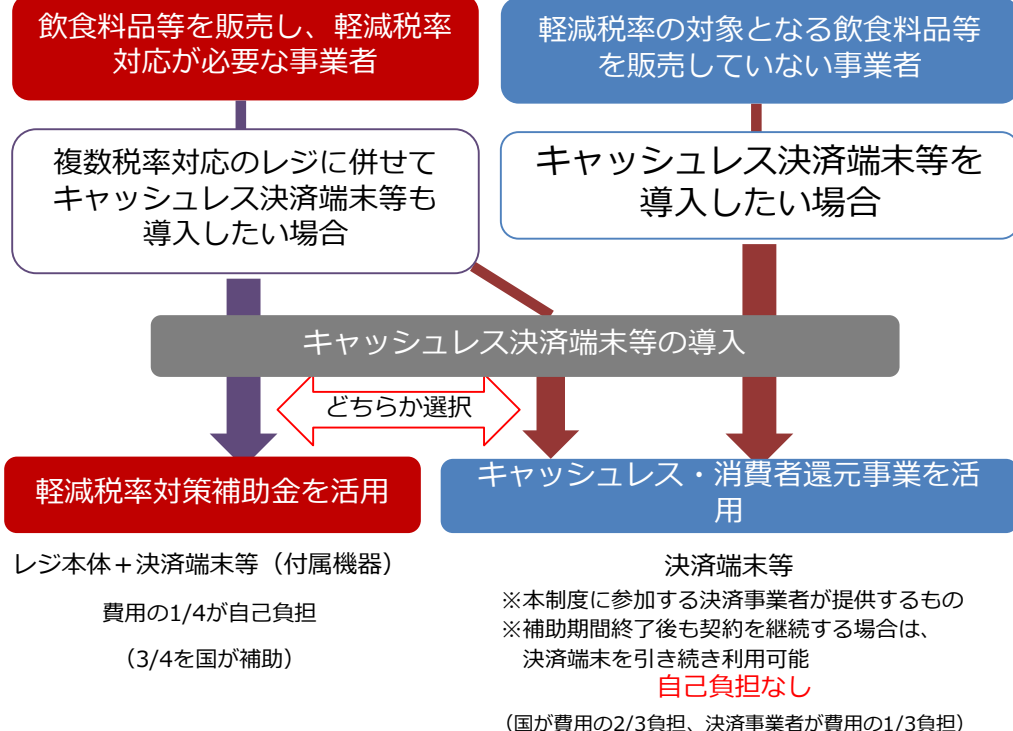
- ①キャッシュレス決済端末
- ②決済端末の利用に必要な付属機器
- ③システム利用料、設置費用等
- ④タブレット、スマートフォン等

自己負担
なし

メリット

- ①キャッシュレス決済対応端末が費用負担なしで導入可能！
- ②決済手数料3.25%以下、さらに期間中1/3の補助あり！(2019年10月から9ヶ月間)
- ③消費者にポイント還元で集客力UP！
- ④レジ締め、現金取り扱いコストを省いて業務効率化！

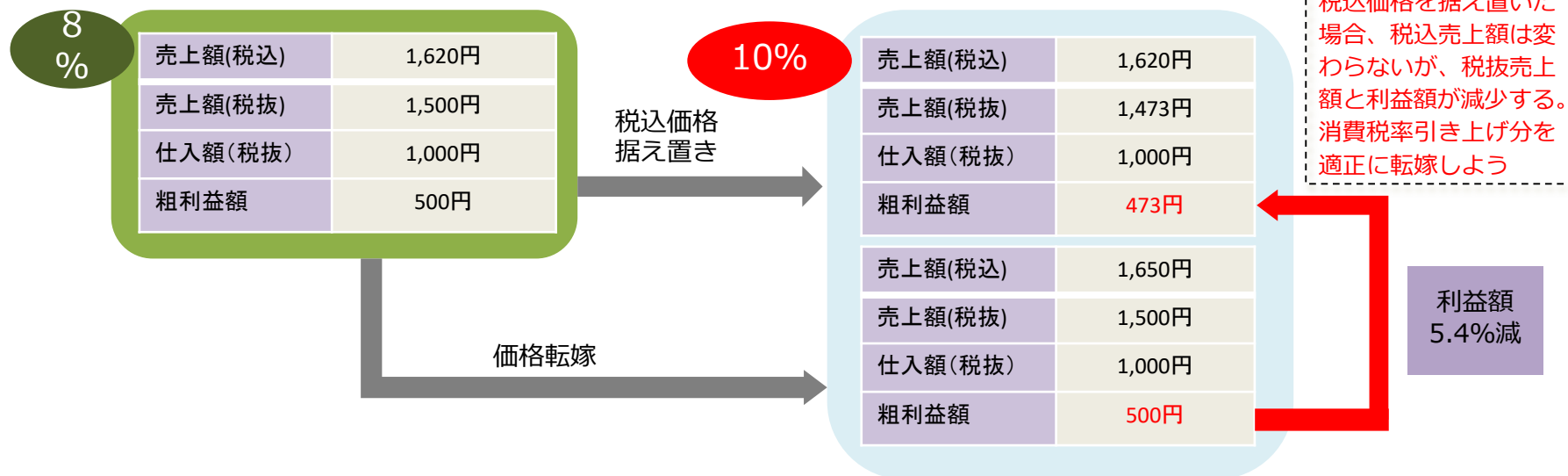
制度の活用パターン



5.押さえておくべき実務のポイント

V.消費税率変更への対策と利益確保の工夫

○価格転嫁できないと、売上・利益が減少



価格設定は経営判断

①商品(サービス)の価格

商品毎に価格設定を考える

②タイミング

価格変更時期を考える

③新商品(サービス)投入

新商品を企画・開発する

メリハリをつけた価格戦略で対応してみよう

5.押さえておくべき実務のポイント

V.消費税率変更への対策と利益確保の工夫

○事業全体で売上、利益を確保

○消費税率10%に向けた価格見直しイメージ(店内飲食での例)

	定番の シチュー	人気の カレーライス	裏メニューの ピザセット	新メニューの スタミナセット
				
8%	1,000円(税込) 926円(本体価格)	800円(税込) 741円(本体価格)	900円(税込) 834円(本体価格)	
10%	1,018円(税込) 926円(本体価格)	800円(税込) 728円(本体価格)	1050円(税込) 955円(本体価格)	1,200円(税込) 1,091円(本体価格)
	税率どおり転嫁	集客のため 販売価格を据置	減収分を確保するため 値上げ	新商品を開発して 新たな価格設定

○原価やコストの見直しも同時に実施

事業全体で利益を確保するためには、売価以外に原価やコストの見直しも必要。

適正な原価であることや無駄なコストを使っていないか、この機会に見直ししながら、利益が確保できる価格設定をしよう。

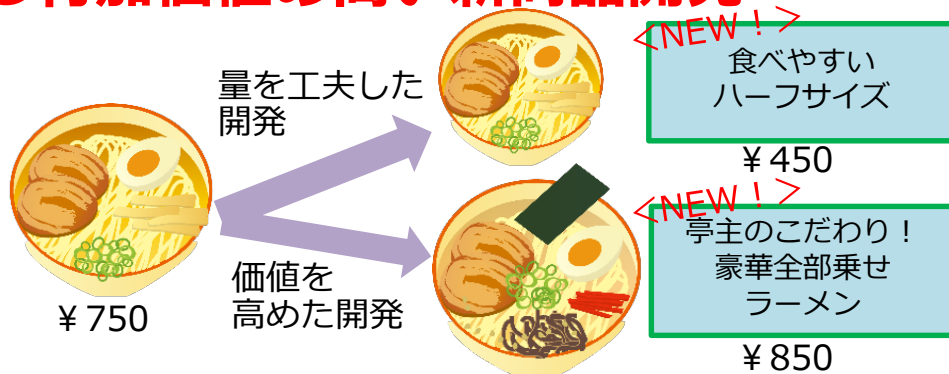
原材料	原価
チャーシュー	50円
メンマ	8円
麺	50円
.....	
水道高熱費	〇〇円
人件費	〇〇円
合計	〇〇円

見直し

見直し



○付加価値の高い新商品開発



消費税率引き上げ
と
軽減税率導入を
ビジネスチャンス
と捉えてみよう！

5.押さえておくべき実務のポイント

VI.資金繰り対策 ～税額～

消費税率引上げにより納税額が増加(8%→10%…納税額1.25倍に)
消費税を滞納しないように、資金繰りへの一層の注意が必要

【消費税引上げの影響額】

業種：小売業(飲食料品以外)

売上：年間8,000万円

経費：年間5,000万円

(内人件費2,500万円)

※人件費には消費税かからず

◆消費税「8%」の場合

課税売上：8,000万円×8% = 640万円

課税仕入：2,500万円×8% = 200万円

(国347万円、地方93万円) 440万円

◆消費税「10%」の場合

課税売上：8,000万円×10% = 800万円

課税仕入：2,500万円×10% = 250万円

(国429万円、地方121万円) 550万円

消費税率アップにより、
中間納付回数が年1回(半
年に1回)から年3回(3ヶ
月に1回)となる。例年よ
り早い時期に消費税を納
めることになり、資金繰
りに注意が必要となる

納税額

110万円

増加

◆中間申告義務発生に注意

消費税引上げにより納税額が増加するため、確定
消費税額の金額により、中間申告義務が発生する場合あり

○中間申告の回数と税額(地方消費税額を含まない)

	48万円 以下	48万円超 400万円以下	400万円超 4800万円以下	4800万円超
回数	申告不要	年1回	年3回	年11回
納付 税額	—	直前の確定 消費税額の 6/12	直前の確定 消費税額の 3/12	直前の確定 消費税額の 1/12

◆免税事業者も仕入・諸経費が増加

免税事業者は消費税の免除がされているが、仕
入・諸経費の支払時にすでに消費税を含んだ金額を
支払っており、資金繰りに注意する必要あり

5.押さえておくべき実務のポイント

V.資金繰り対策 ～資金繰り対策～

販売商品が軽減税率対象となっても、仕入れの全てが軽減税率になるとは限らない

販売 8% 家賃、水道光熱費、備品10%

⇒収入が一時的に減少、資金繰りが厳しくなる可能性あり

飲食店 販売10%、仕入8%

⇒一時資金の潤沢と錯覚：最終的に納税額の増加、納税資金の確保が必要となる場合もあり

<対策>

- ・ 資金繰り表作成
- ・ 回収や支払いの条件面の見直し
- ・ 請求漏れ、未回収債権の定期確認と回収対応
- ・ 適正在庫の把握
- ・ 遊休資産の管理
- ・ 金融機関の担当等との情報共有と信頼関係の構築

まとめ

○軽減税率制度はすべての事業者に影響があります！

早めに必要な対策をしていきましょう

- ・ 自社の取扱商品の適用税率の確認
- ・ 従業員教育、区分経理、レジの取替え、ポイント対策

○請求書の様式の変更により、実務に影響が大きい

- ・ 請求書様式に則った請求書等の発行が必要
- ・ 適格請求書が適用された場合(2023年10月~)、
適格請求書発行事業者を選択するかどうか判断が必要となる
→免税事業者からの仕入に係る税額控除は原則不可

○改正に伴う特例措置や軽減税率補助金を活用しましょう

○消費税引き上げに伴い、全体としての取扱う商品の価格設定の見直しと、 資金繰り対策を検討しましょう



公益財団法人
神奈川産業振興センター
(神奈川県中小企業支援センター)

【 事業部 経営総合相談課 】

TEL: 045-633-5201

E-mail: soudan@kipc.or.jp